只見町狩猟免許等取得支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　　この要綱は、サル、クマ等の野生鳥獣による農林水産物被害、人的被害対策として有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許等の新規取得又は更新に要する経費に対し交付する只見町狩猟免許等取得支援補助金（以下「補助金」という。）について、只見町補助金等の交付に関する規則（平成１２年只見町規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象等）

第２条　　補助対象者、補助対象経費は別表１の各欄の定めるとおりとする。

（補助金の額）

第３条　　町長は、前条に規定する額を上限とし、町の予算の範囲内において補助を行う。

（交付の申請）

第４条　　補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、狩猟免許及び銃砲所持許可の取得した日の属する年度内に補助金交付申請書（様式第１号）を町長に提出するものとする。

（交付の決定）

第５条　　町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定書（様式第３号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第６条　　前条に規定する決定書を受けた者は、通知を受けた日から３０日以内に、補助金請求書（様式第４号）を町長に提出し、補助金を請求するものとする。

（補助金の交付の取り消し）

第７条　　町長は、交付の決定を受けた者が規則第１６条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき

（２）前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき

（補助金の交付の取り消しの特例）

第８条　　申請者は規則第１６条に該当する場合において、本人の責めによらない理由により、鳥獣被害対策活動を遂行できないときは、申立書（様式第５号）を提出することができる。

　　　２　町長は前項の申立書の内容を審査し、特にやむを得ないと認めたときは、交付決定を取り消さないことができる。

（その他）

第９条　　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

　　この要綱は、公布の日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

別表１

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象者 | ・只見町に住所を有し、かつ、町税等の滞納のない者・狩猟免許等を新規に取得した者。なお取得後は福島県猟友会南会津支部只見分会に入会し、かつ、只見町有害狩猟鳥獣等捕獲隊および只見町鳥獣被害対策実施隊に入隊し、隊員として鳥獣被害対策活動に５年間従事するものとする。・狩猟免許等を更新した者。なお更新後は福島県猟友会南会津支部只見分会に入会し、かつ、只見町有害狩猟鳥獣等捕獲隊および只見町鳥獣被害対策実施隊に入隊し、隊員として鳥獣被害対策活動に３年間従事するものとする。※申請の際は、誓約書（様式第２号）を提出するものとする。 |
| 補助対象経費 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 対象経費 | 補助金額 |
| 狩猟免許 | 初心者講習会受講料 | 全額 |
| 狩猟免許申請手数料 |
| 狩猟免許更新申請手数料 |
| 銃砲所持許可 | 猟銃等初心者講習会受講手数料 | 全額※教習射撃受講料について、福島県より補助金が交付された場合はその額を除く。 |
| 猟銃等経験者講習会受講料 |
| 射撃教習資格認定申請手数料 |
| 射撃教習資格認定申請時猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料 |
| 教習射撃受講料 |
| 技能講習時猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料 |
| 技能講習受講料 |
| 銃砲所持許可申請手数料 |
| 許可申請 | 許可申請時の医師診断書料 | 上限3,000円 |
| 物品購入など（新規のみ） | 銃器・銃保管庫・装弾保管庫の購入費用 | 購入費の半額上限50,000円 |

※更新による補助金を受けることが出来るのは、ライフル銃、ライフル銃以外の銃で主たる目的が有害捕獲等であるもの各１丁のみとする。 |